

優生手術被害者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、優生手術被害者支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、平成8年に母体保護法に改正される前の優生保護法（昭和23年法律第156号。以下、「旧優生保護法」という。）に基づく優生手術（不妊手術）を鳥取県内で受けた被害者等が国に対して損害賠償請求等のため訴訟を検討する場合等に必要となる費用の支援を目的として交付する。

(補助の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる項目（以下、「補助事業」という。）について、別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）のうち第4欄に掲げる額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者へ発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は及び実績報告は、別表の第1欄に掲げる項目の実施2週間前から実施した日から6か月後の日が属する月末までに知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書、同条1号及び2号に掲げる書類は、並びに規則第17条第1項の報告書、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

ただし、事業実施後に規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて交付申請するものについては、様式第1号の2によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、当該交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

ただし、様式第1号の2により交付申請されたものについては、様式第2号の2により交付決定通知及び交付額確定通知を併せて行うものとする。

3 知事は、第1項による額の確定を行った日から30日以内に補助金を交付する。

(実績報告の時期等)

第6号 様式第2号により交付決定を行った補助事業に係る実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止の日から6ヶ月後の日が属する月末

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号の「4添付書類」欄に記載する書類とする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 実施主体	3 補助対象経費	4 補助金の額
訴訟支援	被害者が訴訟への参加を希望される場合等に必要となる費用への支援	旧優生保護法に基づく優生手術を受けた被害者又はその家族等	成年後見制度申立て手続き（注1）に要する費用（ただし、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者が被成年後見人（注2）となるものに限る。）	個人負担額の10/10 （ただし、22万円を上限とする。）
			優生手術を受けた者が裁判所へ提訴等の手続を行うため等に要する旅費	個人負担額の10/10
同行支援	介助者及び手話通訳者等が同行する場合等に必要となる費用への支援	旧優生保護法に基づく優生手術を受けた被害者又はその家族等	優生手術を受けた者が裁判所へ提訴等の手続を行うため、介助者及び手話通訳者が同行し介助等を行うことに対する謝金	個人負担額の10/10（ただし、介助者等1人1時間あたり6千円を上限とする。）
			優生手術を受けた者が裁判所へ提訴等の手続を行うため、介助者、手話通訳者及び家族等が同行することに伴う旅費	個人負担額の10/10
その他の支援	優生手術の事実確認	旧優生保護法に基づく優生手術を受けた被害者又はその家族等	優生手術の事実確認に要する費用（医師診察費用、意見書作成費用等）	個人負担額の10/10 （ただし、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を上限とする。）
	その他知事が必要と認めるもの	旧優生保護法に基づく優生手術を受けた被害者又はその家族等	その他知事が必要と認める費用	個人負担額の10/10 （ただし、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を上限とする。）

注1) 「成年後見制度申立て手続き」には、成年後見人のほか、保佐人又は補助人申立てに係る手続きを含む。

注2) 「被成年後見人」には非保佐人又は非補助人を含む。